（海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律施行規則の一部改正）

第三十八条　海洋構築物等に係る安全水域の設定等に関する法律施行規則（平成十九年国土交通省令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「運転免許証」の下に「、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）」を加える。

第一号様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第三十九条　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律施行規則（平成二十年国土交通省令第十号）の一部を次のように改正する。

第十三号様式から第十九号様式まで及び第二十一号様式中「㊞」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令の一部改正）

第四十条　建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成二十年国土交通省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「㊞」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

第二号様式中「㊞」及び備考1を削り、備考2を備考とする。

第三号様式及び第四号様式中「㊞」及び備考を削る。

第五号様式中「㊞」を削り、「証明書は」を「証明者は」に、「が記名押印して」を「として」に改める。

第六号様式中「㊞」を削る。

第七号様式中「㊞」及び備考を削る。

第九号様式及び第十号様式中「㊞」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

第十一号様式中「㊞」及び備考を削る。

（観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第四十一条　観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律施行規則（平成二十年国土交通省令第六十五号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式中「㊞」を削る。

（都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第四十二条　都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成二十四年国土交通省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（集約都市開発事業計画の認定の申請） **第三条**　法第九条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記様式第一による申請書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書（これらの図書を提出することができない正当な理由があるときは、これらに代わるべき図書として適当なものであることを市町村長が認めた図書）を添えて、これらを市町村長に提出しなければならない。 一～七　（略） 八　申請者が個人である場合においては、住民票の抄本若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証明する書類、資産及び負債に関する調書並びに所得の状況を明らかにすることができる書類 九　（略）	（集約都市開発事業計画の認定の申請） **第三条**　法第九条第一項の規定により認定の申請をしようとする者は、別記様式第一による申請書の正本及び副本に、それぞれ次に掲げる図書（これらの図書を提出することができない正当な理由があるときは、これらに代わるべき図書として適当なものであることを市町村長が認めた図書）を添えて、これらを市町村長に提出しなければならない。 一～七　（略） 八　申請者が個人である場合においては、住民票の抄本又はこれに代わる書面、資産及び負債に関する調書並びに所得の状況を明らかにすることができる書類 九　（略）